株主各位

第４回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報

2019年５月30日

コスモエネルギーホールディングス株式会社

目　次

１．事業報告の「会計監査人の状況」　１頁

２．事業報告の「内部統制システムに関する基本方針」　２頁

３．連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」　８頁

４．連結計算書類の「連結注記表」　９頁

５．計算書類の「株主資本等変動計算書」　17頁

６．計算書類の「個別注記表」　18頁

上記の事項は、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://ceh.cosmo-oil.co.jp/ir/meeting/index.html）に掲載することにより、株主の皆様に提供したものとみなされる情報です。

１．事業報告の「会計監査人の状況」

(1)会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2)当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	170百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	337百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社の子会社であるCOSMO OIL (U.K.) Limited.、COSMO OIL INTERNATIONAL PTE. LTD.、丸善石油化学株式会社、京葉エチレン株式会社、丸善油化商事株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3)非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に関するコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4)会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、法令および基準等が定める会計監査人の独立性および信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任または不再任の決定を行います。会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

２．事業報告の「内部統制システムに関する基本方針」

（１）内部統制システムに関する基本方針（2019年３月31日現在）

当社は、コスモエネルギーグループの経営理念及び企業行動指針を実践し、職務を適正かつ効率的に執行するため、当社及びグループ会社の取締役及び使用人等の職務執行の体制、これを支えるためのリスクマネジメント・内部監査の体制、監査等委員会による監査が実効的に行われることを確保するための体制の整備について、次のとおり内部統制システムに関する基本方針を取締役会において決議しております。

なお、グループ会社は当社、中核事業会社（コスモ石油株式会社、コスモ石油マーケティング株式会社、コスモエネルギー開発株式会社）及び準中核事業会社(丸善石油化学株式会社)に代表される子会社群で構成される企業集団とします。

１．当社及びグループ会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について（会社法第399条の13第1項第1号ハ、会社法施行規則第110条の4第2項第4号、第5号ニ）

＜経営理念及び企業行動指針＞

・当社は、企業としての使命や広く社会に対して担う責任を踏まえた「コスモエネルギーグループ経営理念」を制定し、これを推進し達成するための具体的指針としての「コスモエネルギーグループ企業行動指針」を定める。

＜コーポレート・ガバナンス＞

・当社は、監査等委員会設置会社であり、複数の社外取締役の選任を通じて、経営に対する取締役会の監督機能を強化し、経営判断の透明性、公正性を確保する。取締役会は、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に則して重要事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する。

・当社は、持株会社であり、３つの中核事業会社及び準中核事業会社を中心とした事業体制をとり、事業環境変化に対し機動的に業務執行を果たすため、中核及び準中核事業会社に権限と責任を委譲し、成長事業の育成及び安全文化の醸成等の重要な経営判断の迅速化を図る。

・当社は、当社及びグループ会社の健全な事業活動を推進するため、CSR活動全般及び内部統制を統括する組織として各担当取締役を委員長とする企業倫理・人権委員会、安全・リスクマネジメント委員会、環境社会貢献委員会及び情報公開委員会を設置し、各委員会で審議・報告した内容を取締役会に報告する。

＜職務の執行と監督の分離＞

・当社は、執行役員制度を導入しており、職務の執行と監督を分離するとともに、取締役会の監督機能の強化を図る。

＜内部監査の充実＞

・当社は、当社及びグループ会社の内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を規程に定め、高い専門性及び倫理観を有する監査室による監査を実施する。

＜コンプライアンス＞

・当社は、当社及びグループ会社の法令違反、社内規程違反等、企業倫理に関する相談窓口として、コスモエネルギーグループ企業倫理相談窓口（企業倫理ヘルプライン）を社内及び社外に設置し、法令遵守の徹底及び倫理観の醸成・向上を図る。

・当社は、グループ会社にCSR推進責任者（グループ会社の社長）を配置して、CSR推進連絡会を開催し、当社及びグループ会社における企業倫理に対する取り組みを推進する。

＜反社会的勢力に対する姿勢＞

・当社及びグループ会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力・団体とは一切の関係を持たず、いかなる利益供与も行わない。

２．当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について（会社法施行規則第110条の4第2項第2号、第5号ロ）

・当社は、当社及びグループ会社の危機管理等、リスクマネジメントに関する基本的事項を決定（リスクマネジメント規程、危機管理規程の制定）するとともに、安全・リスクマネジメント委員会にて事業活動を取り巻く様々なリスクの評価・見直しを図り、適宜対策を講じる。

・当社は、安全・リスクマネジメント委員会より報告される重要リスクへの対策、危機管理等について、その運用が有効に行われているかを取締役会にて監督する。

・当社及びグループ会社は、危機が発生した場合に危機対策本部等を設置する等、迅速かつ適切な対応を行い、被害最小化を図るとともに、当社は社外への適時適切な発信を実施する。

３．当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について（会社法施行規則第110条の4第2項第3号、第5号ハ）

・当社は、取締役会規程に基づき、また重要案件が生じた場合は必要に応じて取締役会を開催し、法令又は定款で定められた事項及び経営方針その他経営に関する重要事項を決定する。

・当社は、経営執行会議規程に基づき、また重要案件が生じた場合は必要に応じて経営執行会議を開催し、取締役会が決定した経営方針に基づき、業務執行に関する基本方針及び重要事項を審議する業務執行の意思決定機関とする。

・当社は、組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌を定めた業務規程並びに決裁制度の運用に関する基本的事項を定めた決裁権限規程に基づき、職務執行上の責任体制を確立することにより、経営環境の変化に対応した職務の効率的な執行を図る。

・当社は、当社及びグループ会社の経営方針を踏まえた経営計画を定め、達成すべき目標を明確化するとともに、これに基づく当社及びグループ会社の年度計画を決定し、業績管理を実施する。

・当社は、グループ会社に対し、当社の体制を参考として又はグループ会社の組織に応じて、取締役等の職務の執行が効率的に行われるために必要な体制を構築させる。

４．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について（会社法施行規則第110条の4第2項第1号）

・当社は、取締役会規程、情報管理規程等の情報管理に関する社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を適正に保存及び管理する。

・当社は、適正な情報利用及び管理を目的とした情報セキュリティ体制を構築する。

５．グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制について（会社法施行規則第110条の4第2項第5号イ）

・当社は、グループ会社経営全般に関して当社とグループ会社との間で定期的にミーティングを開催し重要な情報を共有するほか、グループ会社の管理に関する規程に基づき、グループ会社の重要な業務執行について当社が承認を行う、又は報告を受けることとする。
・当社が制定する連結中期CSR計画（企業倫理・人権委員会、安全・リスクマネジメント委員会、環境・社会貢献委員会及び情報公開委員会で定めた活動施策等）に基づき、グループ会社に対し、諸施策の実施状況の報告を求めるとともに、諸施策の改善、見直し等を実施する。

６．監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について（会社法施行規則第110条の4第1項第1号、同項第2号、同項第3号）

・当社は、監査等委員会の職務を補助し、職務執行を支援するため、専属のスタッフを配置する。
・当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人選、異動、処遇の変更においては監査等委員会の同意を得ることとする。
・監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権限は、監査等委員会に帰属するものとする。

７．監査等委員会への報告に関する体制について（会社法施行規則第110条の4第1項第4号）

・当社及びグループ会社の取締役・使用人等は、法定事項のほか（1）当社及びグループ会社の経営・業績に影響を及ぼす重要な事項（2）監査室及びグループ会社の監査役・監査室の活動概要（3）当社及びグループ会社の内部統制に関する活動概要（4）コスモエネルギーグループ企業倫理ヘルプラインの運用の状況を監査等委員会に適時報告する。
・コスモエネルギーグループ企業倫理ヘルプラインに通報があった場合は、遅滞なく監査等委員会に報告する。
・当社及びグループ会社の取締役・使用人等は、監査等委員会から業務執行に関する事項及びその他重要な事項について報告を求められたときは、速やかにかつ適正に対応する。

８．監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について（会社法施行規則第110条の4第1項第5号）

・当社は、当社及びグループ会社の取締役・使用人等が、監査等委員会に報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないことを規定しており、適正に対応する。

９．監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項について（会社法施行規則第110条の4第1項第6号）

・当社は、監査等委員の職務の執行上必要と認められる費用について予算化し、その前払い等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じることとする。
・当社は、監査等委員による緊急又は臨時に支出した費用については、事後の償還請求に応じる。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について（会社法施行規則第110条の4第1項第7号）

・当社は、監査等委員会が決定した監査基準及び監査実施計画を尊重し、円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。
・当社は、監査等委員会と社長、主要部室長及びグループ会社の監査役との連絡会を定期的に開催し、監査が実効的に行われるための連携を保つよう努める。
・当社の監査室・会計監査人は、監査等委員会と十分な連携を図る。

（２）内部統制システムに関する基本方針の運用状況の概要

当社グループは、コスモエネルギーグループ経営理念の浸透・実現の推進と企業行動指針に基づく健全な事業活動を推進するため、ＣＳＲ活動および内部統制を担う組織として、「安全・リスクマネジメント委員会」、「環境・社会貢献委員会」、「企業倫理・人権委員会」および「情報公開委員会」（以下、あわせて「各種委員会」という。）を設置し、各種委員会において、活動方針に関する企画・実績・評価の審議を行っております。審議内容から特に重要な案件について、経営執行会議および取締役会にて報告・決定しています。これらの内容は、「ＣＳＲ推進連絡会」においてグループ全体で共有しています。

当連結会計年度における、当該体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

１．業務の適正を確保するための体制に関する運用状況

・当社は、ガバナンス強化の観点から統治形態を監査等委員会設置会社とし、取締役会の議決権を有する監査等委員が監査を行うことによる監査・監督の実効性の向上を図っております。

・当社は、社内規程に従い、取締役会を計９回、経営執行会議を計21回開催し、取締役会では、法令および定款に定める事項のほか、当社グループの経営に関する基本方針および重要事項を、経営執行会議においては、業務執行に関する基本方針および重要事項を審議・決定しました。

・当社は、グループ全体に幅広く倫理観を醸成することを目的に、グループ会社全社員を対象として、企業倫理ｅラーニングによる個別研修を実施し、企業行動指針の理解度をさらに深めるとともにメールマガジン発行、ＣＳＲ現状調査、労働時間の適正管理、多様性を尊重した職場づくりなど、年間を通じて一貫性のある内容を連続して実施し、企業倫理・人権に対する社員の意識向上を図りました。また、当社は、業務における法令および倫理上の問題を匿名で相談・通報できる仕組みとしてコスモエネルギーグループ企業倫理相談窓口（企業倫理ヘルプライン）を社内および社外（弁護士事務所）に設置しております。また、４月から外部の専門家による心情理解、安心感が得られるなどのカウンセリング効果によるメンタルヘルス不調の未然防止、職場環境の早期解決を図ることを目的とした「ハラスメント相談窓口」を社外に開設しております。「企業倫理・人権委員会」では、企業倫理ヘルプラインに寄せられた相談についての再発防止策の検討を含めて、これらの活動状況などの報告を行いました。

２．損失の危険の管理に関する運用状況

当社グループは、エネルギーの安定供給への強い使命感のもと、連結中期ＣＳＲ計画（2018年度～2022年度）の重点項目として「ガバナンス体制の強化」を掲げ、ガバナンス項目に意図的に「リスク管理」を重点課題として組み入れており、目標とＫＰＩを設定してガバナンス体制の強化を図りました。「安全・リスクマネジメント委員会」がグループ全体に関わるリスクや安全方針の審議、リスクへの取り組みや安全活動の進捗を確認するなど、当社グループにおけるリスクおよび安全管理活動を推進しました。当委員会においては、グループ横断的なリスクの洗い出しと優先的に対策すべき事項を定めた2018年度「優先取組リスク」への対応状況を確認し、首都直下地震をはじめとした巨大地震への対応として危機対策本部地震ＢＣＰ訓練を行い、当社グループ全体のリスクマネジメントを強化する取り組みを実施しました。当連結会計年度は年２回の定例委員会を開催し、グループ各社の安全管理活動の確認・改善を行いました。

３．監査等委員会の職務遂行の実効性を確保するための体制に関する運用状況

・監査等委員会による職務執行を実効的なものとするため、経営執行会議・グループ戦略会議などの重要な会議への出席、グループ監査役との連携、ならびに内部監査部門や会計監査人との連携を行いました。

・その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、内部統制システムの基本方針に従い、適切な補助使用人を配置するとともに、監査等委員が出席しない会議などの付議資料および議事録ならびに稟議書の閲覧など、監査等委員会に必要かつ十分な情報を提供しました。

４．グループ会社の経営管理に関する運用状況

当社グループは、持株会社体制に沿ったグループガバナンスの適正化を図ることを目的として、グループ管理規程や決裁権限規程など社内規程を整備し、当社ならびに当社グループの監督権限に関する事項について定めております。これに従い、当社およびグループ各社は、それぞれの傘下のグループ会社における経営上の重要事項について、審議し承認を行うとともに、適宜報告を受けました。

３．連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」

（自 2018年４月１日　至 2019年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年4月1日　残高	40,000	84,359	118,701	△1,091	241,970
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△4,238		△4,238
親会社株主に帰属する当期純利益			53,132		53,132
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		206		334	541
土地再評価差額金の取崩			△21		△21
連結子会社株式の取得による持分の増減		△1,602			△1,602
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△1,395	48,872	332	47,808
2019年3月31日　残高	40,000	82,963	167,574	△758	289,779

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2018年4月1日　残高	6,379	△267	△20,923	8,715	2,803	△3,292	117,468	356,146
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△4,238
親会社株主に帰属する当期純利益								53,132
自己株式の取得								△2
自己株式の処分								541
土地再評価差額金の取崩			21			21		－
連結子会社株式の取得による持分の増減								△1,602
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△2,257	367	△9	△1,479	△2,063	△5,442	3,316	△2,126
連結会計年度中の変動額合計	△2,257	367	11	△1,479	△2,063	△5,420	3,316	45,704
2019年3月31日　残高	4,121	99	△20,911	7,236	739	△8,713	120,785	401,850

４．連結計算書類の「連結注記表」

連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書の記載金額については百万円未満を切り捨てて表示しております。

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数・・・35社

主要な連結子会社の名称　　コスモエネルギー開発㈱
コスモ石油㈱
コスモ石油マーケティング㈱
アブダビ石油㈱
丸善石油化学㈱

前連結会計年度において連結子会社であったエコ・ワールドくずまき風力発電㈱、㈱五島岐宿風力発電研究所、㈱たちかわ風力発電研究所及び段ヶ峰ウィンドファーム㈱は、当連結会計年度において連結子会社であるエコ・パワー㈱に吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称　㈱長田野ガスセンター

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社19社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、親会社株主に帰属する当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数・・・19社

主要な会社名・・・㈱長田野ガスセンター

(2) 持分法を適用した関連会社数・・・10社

主要な会社名・・・合同石油開発㈱、ジクシス㈱、キグナス石油㈱

前連結会計年度において持分法を適用していたｎｅｏ　ＡＬＡ㈱は、当連結会計年度において保有株式をすべて売却したため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

扇島石油基地㈱、霞桟橋管理㈱

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ親会社株主に帰属する当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の直近事業年度に係る計算書類を使用しております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社35社のうち、アブダビ石油㈱、カタール石油開発㈱、COSMO OIL INTERNATIONAL PTE. LTD.、COSMO OIL（U.K.）Limited. 及びCOSMO OIL EUROPE B.V.の決算日は12月31日であり、㈱秋田ウインドパワー研究所の決算日は２月末日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

４．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a　満期保有目的の債券	償却原価法を採用しております。
b　その他有価証券	時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法を採用しております。

② たな卸資産　　主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

③ デリバティブ　　時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、連結子会社コスモ石油㈱が保有する製油所の有形固定資産のうち、機械装置、構築物及び油槽の耐用年数については、その使用実態をより反映した経済耐用年数によっており、連結子会社コスモ石油プロパティサービス㈱の給油所建物については、主として過去の実績を勘案した経済耐用年数の15年によっております。また、連結子会社アブダビ石油㈱については、主として利権協定で規定されている耐用年数及び現有資産の耐久性等を勘案した経済耐用年数によっており、連結子会社エコ・パワー㈱及びその子会社については、風力発電設備の耐用年数について主として経済耐用年数の20年によっております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法を採用しております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用

均等償却をしております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 繰延資産の会計処理方法

社債発行費

社債償還期間にわたり均等償却をしております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

ａ　一般債権　貸倒実績率法によっております。

ｂ　貸倒懸念債権及び破産更生債権等　財務内容評価法によっております。

② 特別修繕引当金

消防法により定期開放点検が義務づけられた油槽に係る点検修理費用及び製油所の機械装置並びに工場の製造設備に係る定期修繕費用等の当連結会計年度対応額を計上しております。

③ 事業構造改善引当金

連結子会社コスモ石油㈱が保有する製油所の閉鎖及び製油所の稼働に係る法対応等に伴い将来発生が見込まれる費用又は損失に備えるため、その見積り額を計上しております。

④ 環境対策引当金

汚染された土壌の処理費用の支出に備えるため、その見積り額を計上しております。

また、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、PCB廃棄物の処理費用等の支出に備えるため、その見積り額を計上しております。

⑤ 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

⑥ 役員賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、取締役に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

⑦ 役員報酬BIP信託引当金

当社取締役(社外取締役及び監査等委員を除く)及び執行役員並びに一部の連結子会社の取締役(以下、当該役員等)において将来の当社株式の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、当該役員等に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎に計上しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

請負工事に係る収益の計上基準については、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは、原価比例法）を適用し、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

③ 生産物分与費用回収権の会計処理

一部の連結子会社において、石油開発・生産物分与契約に基づき投下した探鉱・開発費用等を投資その他の資産「生産物分与費用回収権」に計上しております。

生産開始後、同契約に基づき生産物をもって探鉱・開発費用等を回収しております。

④ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

⑤ 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８～10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

⑥ 土地を信託財産とする信託受益権に関する会計処理

一部の連結子会社が保有する土地を信託財産とする信託受益権については、信託財産内全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用について、連結貸借対照表及び連結損益計算書の該当科目に計上しております。

５．のれんの償却に関する事項

のれんは、原則５年間で均等償却しております。ただし、少額ののれんに関しては一括償却しております。

（表示方法の変更に関する注記）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

１．有形固定資産の減価償却累計額	1,014,151百万円

２．担保資産

担保資産の内容及びその金額

有形固定資産	123,209百万円
現金及び預金	17,796百万円
受取手形及び売掛金	10,016百万円
投資有価証券	969百万円
その他	1,290百万円

担保に係る債務の金額

長期借入金(１年内返済予定額を含む)	56,620百万円
銀行取引に係る債務	20,991百万円

３．国庫補助金等により取得価額から控除している圧縮記帳額

機械装置及び運搬具	3,389百万円
有形固定資産(その他)	62百万円

４．偶発債務

関係会社等の金融機関からの借入及び契約履行に対する債務保証等を行っております。

千葉アルコン製造株式会社	2,744百万円
北海道北部風力送電株式会社	2,222百万円
バイオマス燃料供給有限責任事業組合	1,296百万円
Hyundai Cosmo Petrochemical Co., Ltd.	411百万円
その他	412百万円

５．土地の再評価に関する事項

連結子会社３社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布　法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

連結子会社コスモ石油㈱の製油所については「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年３月31日公布　政令第119号）第２条第５号に定める鑑定評価に基づき算出し、その他については「土地の再評価に関する法律施行令」第２条第４号に定める路線価に合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った日

2002年３月31日（連結子会社１社については2001年12月31日）

・再評価を行った土地の期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

32,437百万円

６．財務制限条項

借入金のうち、89,978百万円（１年内返済予定額を含む）には、該当する融資契約上の債務について期限の利益を喪失する財務制限条項が付いております。（契約ごとに条項は異なりますが、主なものは以下の通りです。）

	最終返済日	借入残高	財務制限条項
(1)	2024年９月30日	45,000百万円	① 各年度の連結損益計算書で示される経常損益が３期連続して損失にならないこと ② 各年度の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を1,566億円以上に維持すること
(2)	2019年４月26日	34,120百万円	各年度の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を1,520億円以上に維持すること

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

１．当連結会計年度末日における発行済株式及び自己株式の種類及び数

発行済株式　　普通株式　　84,770,508株

自己株式　　普通株式　　462,910株

（内　役員報酬BIP信託に伴う株数　460,172株）

２．剰余金の配当

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年６月21日定時株主総会	普通株式	4,238	50	2018年３月31日	2018年６月22日

（注）　配当金の総額に含まれるBIP信託が所有する自己株式に対する配当金額　　33百万円

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

2019年６月20日開催の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年６月20日定時株主総会	普通株式	6,781	利益剰余金	80	2019年３月31日	2019年６月21日

（注）　配当金の総額に含まれるBIP信託が所有する自己株式に対する配当金額　　36百万円

３．当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　15,596,568株

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは主に石油精製販売・石油開発事業を行うための設備投資や運転資金を直接または間接金融によって調達しております。

受取手形及び売掛金並びに未収入金については、顧客の信用リスクが生じるものについて、与信管理制度に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主に取引先企業との業務等に関連する株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金等は、そのほとんどが一年内の支払期日であります。

借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債の主な使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

また、通貨関連では為替変動リスクをヘッジすることを目的とした先物為替予約取引及び通貨オプション取引を行っており、商品関連では、価格変動リスクをヘッジすることを目的とした原油・石油製品のスワップ取引及び公開先物市場における商品先物取引を行っております。なお、いずれのデリバティブ取引も実需の範囲内で行うことを基本としており投機目的のデリバティブは行わない方針であります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2019年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（百万円）

	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	49,445	49,445	－
(2) 受取手形及び売掛金	245,164	245,164	－
(3) 未収入金	42,397	42,397	－
(4) 投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	47	49	1
② その他有価証券	20,014	20,014	－
(5) 支払手形及び買掛金	(267,897)	(267,897)	－
(6) 短期借入金	(164,739)	(164,739)	－
(7) コマーシャル・ペーパー	(98,000)	(98,000)	－
(8) 未払金	(107,055)	(107,055)	－
(9) 未払揮発油税	(88,987)	(88,987)	－
(10)未払法人税等	(5,324)	(5,324)	－
(11)社債	(46,700)	(47,378)	678
(12)転換社債型新株予約権付社債	(60,000)	(61,062)	1,062
(13)長期借入金	(324,669)	(326,971)	2,302
(14)デリバティブ取引	2,171	2,171	－

(*)負債に計上されているものについては、（　　）で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金並びに(3)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資有価証券の時価については、市場価格のあるものは取引所の価格によっております。

また、市場価格のない「その他有価証券」97,489百万円については、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表には含めておりません。

(5)支払手形及び買掛金、(6)短期借入金、(7)コマーシャル・ペーパー、(8)未払金、(9)未払揮発油税並びに(10)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11)社債

社債については、元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(12)転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価については、取引所の価格によっております。

(13)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(14)デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関等から提示された価格及び先物取引市場における最終価格を基準に算出しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。　(上記(13)参照)

（資産除去債務に関する注記）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

当社グループは、主に以下の資産除去債務を計上しております。

・給油所の事業用定期借地権契約等に伴う原状回復義務

・風力発電施設の土地賃貸借契約に伴う原状回復義務

・事務所等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務

・利権協定効力発生に伴う廃山義務

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から８～50年と見積り、割引率は0.005％～2.306％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

（百万円）

	2018年４月１日 ～2019年３月31日
期首残高	20,633
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,160
見積り変更による増加額	308
時の経過による調整額	244
資産除去債務の履行による減少額	△199
期末残高	22,147

（賃貸等不動産に関する注記）

１．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の給油所設備やオフィスビル等を、また、将来の使用が見込まれていない遊休不動産を所有しております。

２．賃貸等不動産の時価に関する事項

（百万円）

連結貸借対照表計上額	時価
30,481	29,737

（注１） 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注２） 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については、不動産鑑定評価基準に基づく評価額等を参考にしております。
また、重要性の乏しいものについては、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額を時価とみなし、一部の建物等の償却性資産については、適正な帳簿価額をもって時価とみなしております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　3,333円81銭

２．１株当たり当期純利益　630円69銭

（リース取引に関する注記）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年内　956百万円

１年超　1,864百万円

（重要な後発事象に関する注記）

ジクシス株式会社の株主との間で株主間契約に関連する違約金の取り扱い等について協議を実施した結果、違約金の受領が発生いたします。これにより翌連結会計年度において、賠償金約78億円を受取補償金として特別利益に計上いたします。

（追加情報）

取締役及び執行役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、当社取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）及び執行役員並びに中核事業会社の取締役（以下、当該役員等という）に対するインセンティブ付与を目的として「役員報酬BIP信託」を導入しております。

役員報酬BIP信託は、既に定めている株式交付規程に基づき当該役員等に交付すると見込まれる数の当社株式を当社が一括取得し、役位及び在任期間に応じて当該役員等に当社株式を交付いたします。

信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　平成27年３月26日）に準じて、総額法を適用しております。これにより、信託として保有する当社株式を信託における帳簿価額で株主資本の「自己株式」に計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末において752百万円、460千株であります。

５．計算書類の「株主資本等変動計算書」

（自 2018年４月1日　至 2019年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2018年４月1日　残高	40,000	10,000	12,055	22,055	13,234	13,234	△1,091	74,199
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△4,238	△4,238		△4,238
当期純利益					18,978	18,978		18,978
自己株式の取得							△2	△2
自己株式の処分			206	206			334	541
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	206	206	14,739	14,739	332	15,278
2019年３月31日　残高	40,000	10,000	12,262	22,262	27,974	27,974	△758	89,478

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2018年４月1日　残高	1,390	△396	994	75,194
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△4,238
当期純利益				18,978
自己株式の取得				△2
自己株式の処分				541
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△940	170	△770	△770
事業年度中の変動額合計	△940	170	△770	14,508
2019年３月31日　残高	450	△226	224	89,702

６．計算書類の「個別注記表」

１．貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の記載金額については百万円未満を切り捨てて表示しております。

２．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法に基づく原価法を採用しております。
その他有価証券	時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの　移動平均法に基づく原価法を採用しております。

(2) デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価方法

時価法によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）	定額法を採用しております。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
無形固定資産	定額法を採用しております。 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。 ａ　一般債権 貸倒実績率法によっております。 ｂ　貸倒懸念債権及び破産更生債権等 財務内容評価法によっております。
賞与引当金	従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づく当事業年度の負担額を計上しております。
役員賞与引当金	取締役に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づく当事業年度の負担額を計上しております。
役員報酬BIP信託引当金	当社取締役(社外取締役及び監査等委員を除く。)及び執行役員において将来の当社株式の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、当該取締役及び執行役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎に計上しております。

(5) 繰延資産の会計処理方法

社債発行費

社債償還期間にわたり均等償却をしております。

(6) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(8) 匿名組合出資の会計処理

当社は匿名組合出資を行っており、当社の子会社であるＣＥＡＭ合同会社が匿名組合の営業者としての業務を受託しております。匿名組合の財産は営業者に帰属しますが、当該匿名組合は、実質的に当社の計算で営業されていることから、計算書類等においては当該匿名組合の全ての財産及び損益を総額で表示することとし、当該匿名組合の財産である製油所土地を信託財産とする信託受益権については、信託財産内全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、貸借対照表及び損益計算書の該当勘定科目に計上しております。

３．表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

4．貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権	5,126百万円
関係会社に対する長期金銭債権	0百万円
関係会社に対する短期金銭債務	52,008百万円
関係会社に対する長期金銭債務	246百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	447百万円
(3) 担保資産	
担保資産の内容及びその金額	
土地	123,200百万円
担保に係る債務の金額	
銀行取引に係る債務	20,991百万円
(4) 偶発債務	
保証債務	
コスモ石油㈱	136,774百万円
その他	20,366百万円

(5) 財務制限条項

当社の借入金のうち、79,120百万円（１年内返済予定額を含む）には、下記のいずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について期限の利益を喪失する財務制限条項が付いております。

＜当社の財務制限条項＞

	最終返済日	借入残高	財務制限条項
(1)	2024年９月30日	45,000百万円	① 各年度の連結損益計算書で示される経常損益が３期連続して損失にならないこと ② 各年度の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を1,566億円以上に維持すること
(2)	2019年４月26日	34,120百万円	各年度の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を1,520億円以上に維持すること

5．損益計算書に関する注記

関係会社に対する営業収益	29,297百万円
関係会社に対する一般管理費	1,111百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	9,464百万円

（上記のほか、「関連当事者との取引に関する注記」に記載の取引があります。）

6．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び数

普通株式　462,910株

（内　役員報酬BIP信託に伴う株数　460,172株）

7．税効果会計に関する注記

①繰延税金資産

投資有価証券評価損	1,401百万円
賞与引当金	168百万円
その他	523百万円
繰延税金資産小計	2,092百万円
評価性引当額	△1,648百万円
繰延税金資産合計	444百万円

②繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△81百万円
その他	△40百万円
繰延税金負債合計	△121百万円
繰延税金資産の純額	322百万円

8．リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

９．関連当事者との取引に関する注記

（1）子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 (議決権の 所有・被所有割合)	事業の内容 又は職業	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科　目	期末残高 (百万円)
子会社	コスモ石油㈱ (直接所有　100%)	総合石油 事業	経営管理 資金の貸付 役員の兼任あり	営業収益 の受取 (注1)	5,183	未収入金	464
						未払金	56
				資金の貸付 (注2) 及び資金の 預託 (注3)	302,160	関係会社 短期貸付金	242,243
				利息の受入 (注4)	5,798	—	—
				保証債務の 引受(注5)	136,774	—	—
				重畳的債務 引受(注6)	60,000	—	—
				債務被保証 (注7)	368,377	—	—
子会社	コスモ石油マーケティング㈱ (直接所有　100%)	石油製品販売、 カーリース等	経営管理 資金の貸付 役員の兼任あり	営業収益 の受取 (注1)	3,354	未収入金	300
						未払金	29
				資金の貸付 (注2) 及び資金の 預託 (注3)	24,090	関係会社 短期貸付金	1,537
						預り金	1,149
				利息の受入 (注4)	268	—	—
				利息の支払 (注4)	397	—	—
				保証債務の引 受(注5)	2,583	—	—
				重畳的債務 引受(注6)	60,000	—	—
				債務被保証 (注7)	368,377	—	—
子会社	コスモ石油販売㈱ (間接所有　100%)	石油製品の販 売	資金の貸付	資金の貸付 (注2) 及び資金の 預託 (注3)	11,906	預り金	24,631
				利息の支払 (注4)	47	未払金	24
子会社	コスモ石油プロパティサービス㈱ (間接所有　100%)	給油所設備等 の管理 及び賃貸	資金の貸付	資金の貸付 (注2) 及び資金の 預託 (注3)	81,808	関係会社 短期貸付金	31,305
						関係会社 長期貸付金	46,041
						預り金	5,708
				利息の受入 (注4)	1,294	—	—
				利息の支払 (注4)	67	—	—

種類	会社等の名称 (議決権の 所有・被所有割合)	事業の内容 又は職業	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科　目	期末残高 (百万円)
子会社	総合エネルギー㈱ (間接所有　100%)	石油製品の販売	資金の貸付	資金の貸付 (注2) 及び資金の 預託 (注3)	6,560	預り金	11,433
				利息の支払 (注4)	28	―	―
子会社	コスモ松山石油㈱ (間接所有　100%)	石油化学製品の製造・販売、石油類の保管・受払	資金の貸付	資金の貸付 (注2) 及び資金の 預託 (注3)	23,678	関係会社 短期貸付金	11,228
						関係会社 長期貸付金	13,406
				利息の受入 (注4)	192	―	―
子会社	コスモエンジニアリング㈱ (直接所有　100%)	建設・工事の請負	資金の貸付	資金の貸付 (注2) 及び資金の 預託 (注3)	25,731	関係会社 短期貸付金	10,034
				利息の受入 (注4)	410	―	―
				利息の支払 (注4)	13	―	―
				株式の取得 (注8)	21,180	―	―
子会社	コスモエネルギー開発㈱ (直接所有　100%)	エネルギー資源開発事業の戦略策定、企画立案	資金の貸付 役員の兼任あり	資金の貸付 (注2) 及び資金の 預託 (注3)	8,423	関係会社 長期貸付金	8,448
						預り金	476
				利息の受入 (注4)	84	―	―
				利息の支払 (注4)	2	未払金	2
子会社	ＣＥＡＭ合同会社 (直接所有　99%)	不動産管理	匿名組合契約による出資	投資収益 (注9)	4,474	―	―
子会社	丸善石油化学㈱ (直接所有　41%) (間接所有　10%)	石油化学製品の製造・販売	資金の貸付 役員の兼任あり	資金の預託 (注3)	34,802	関係会社 短期借入金	38,642
				利息の支払 (注4)	122	未払金	58

上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)営業収益の受取額は、グループ会社経営管理のための当社の必要経費を基準として決定しております。

(注2)運転資金の貸付であり、取引金額には当事業年度の平均残高を記載しております。

(注3)当社のグループ金融制度に基づくものであり、取引金額には当事業年度の平均残高を記載しております。

(注4)市場金利等を勘案し決定しております。

(注5)金融機関からの借り入れに対して、保証をしております。保証料は協議の上、合理的に決定しております。

(注6)2015年10月１日付の持株会社制への移行に伴い当社が承継した金融機関からの借入金に対して、重畳的債務引受を行っております。

(注7)当社の金融機関からの借入金及び当社の発行する社債に対して、連帯保証を受けております。保証料は協議の上、合理的に決定しております。

(注8)コスモエンジニアリング㈱が保有するエコ・パワー㈱の株式を取得したものです。取得価額は独立した第三者が算定した価格を勘案して決定しております。

(注9)信託銀行は、匿名組合の財産である信託受益権に係る信託土地をコスモ石油㈱に賃貸していますが、当該匿名組合は、実質的に当社の計算で営業されていることから、損益計算書上、土地賃貸収入を「営業収益」に含めて表示しております。賃料は、不動産鑑定評価額に基づいております。

１０．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	1,064円00銭
(2) １株当たり当期純利益	225円27銭

１１．重要な後発事象に関する注記

ジクシス株式会社の株主との間で株主間契約に関連する違約金の取り扱い等について協議を実施した結果、違約金の受領が発生いたします。これにより翌事業年度において、賠償金約78億円を受取補償金として特別利益に計上いたします。

１２．追加情報

取締役及び執行役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、当社取締役(社外取締役及び監査等委員を除く。)及び執行役員並びに中核事業会社の取締役(以下、当該役員等という)に対するインセンティブ付与を目的として「役員報酬BIP信託」を導入しております。

役員報酬BIP信託は、既に定めている株式交付規程に基づき当該役員等に交付すると見込まれる数の当社株式を当社が一括取得し、役位及び在任期間に応じて当該役員等に当社株式を交付いたします。

信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号　平成27年３月26日)に準じて、総額法を適用しております。これにより、信託として保有する当社株式を信託における帳簿価額で株主資本の「自己株式」に計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末において752百万円、460千株であります。

以上